おしらせひろば

保険・年金

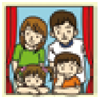

国民年金保険料免除申請を受付

今年度（7月～令和6年6月分）の国民年金保険料の免除または納付猶予を希望する場合は、申請が必要です。（本人・配偶者・世帯主の所得審査あり）

免除期間の取扱いは、左表のとおりです。免除期間の保険料は、10年以内であれば追納することができます。

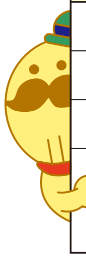

区　分	必要な納付額	年金額の計算	受給資格期間
全額免除	0円	1/2	入ります
3/4免除	4,130円	5/8	
半額免除	8,260円	3/4	
1/4免除	12,390円	7/8	
納付猶予（50歳未満のかた）	0円	―	

申請方法

【郵送申請】申請書・マイナンバーカードまたは基礎年金番号がわかるものの写しを郵送

【窓口申請】本人確認書類と基礎年金番号がわかるものを持参

※令和3年12月31日以降に離職したかたは、雇用保険受給資格者証または離職票などが必要。

※申請書は日本年金機構ホームページからダウンロード可。

ホームページ

◆**継続免除**

令和4年度に全額免除または納付猶予の承認をうけ、継続申請を希望したかたは、今年度の申請は不要です。審査の結果、承認されなかったかたで、一部免除などを希望する場合は改めて申請が必要です。

申請・問合せ先　貝塚年金事務所☎072・431・1122、保険年金課☎072・433・7274

国民健康保険加入のかたへ

◆**高齢受給者証の更新**

70～74歳のかたが持つ高齢受給者証の有効期限は7月31日（または75歳の誕生日の前日）です。

新しい高齢受給者証は、令和4年分の所得をもとに負担割合を再判定し、7月中に送付します。

なお、70歳の誕生日を迎えるかたは、誕生月の下旬（1日生まれのかたは誕生月の前月下旬）に翌月1日から使える高齢受給者証を送付します。負担割合と判定基準は次のとおりです。

①負担割合　3割

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳～74歳の国保被保険者がいるかた

②負担割合　2割

①に該当しないかた

◆**限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額認定証の更新**

医療機関で提示すると、同月内の各医療機関での窓口負担は自己負担限度額までとなります。交付には申請が必要です。有効期限は7月31日です。8月以降も必要な場合は、必ず更新手続きをしてください。

なお、70歳以上の住民税課税世帯で2割負担のかた、3割負担で課税所得690万円以上のかたは、申請は不要です。

適用　申請月初日から（申請月の前月以前の分は、さかのぼって適用されません）。

申請方法　申請書を郵送または窓口へ

※ホームページから申請書をダウンロードし、切手を貼った返信用封筒を同封して郵送してください。

申請・問合せ先　保険年金課☎072・433・7273

国民健康保険料の夜間相談窓口を開設

日時　7月27日（木）午後5時30分～8時

内容　国民健康保険の加入・脱退の届出、国民健康保険料の納付相談など

場所・問合せ先　保険年金課☎072・433・7270／7271

65歳以上のかたの介護保険料

◆**納入通知書の送付**

介護保険第1号被保険者のかたへ7月末までに納入通知書を送付します。届かない場合は、ご連絡ください。

◆**保険料の徴収猶予や減免**

災害により損害を受けた場合や主な生計維持者の収入が著しく減少した場合など、納付が困難なかたは保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

申請・問合せ先　高齢介護課☎072・433・7040

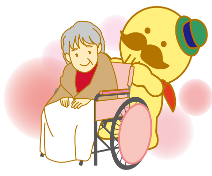

後期高齢者医療制度

申請・問合せ先　市保険年金課☎072－433－7282
府後期高齢者医療広域連合資格管理課（制度全般）☎06－4790－2028

●**新しい被保険者証**

8月から後期高齢者医療被保険者証が変わります。

被保険者証をお持ちのかたには、7月下旬までに新しい被保険者証（橙色）を送付します。有効期限は令和6年7月31日までの1年間で、新しい被保険者証は届いた日から使用できます。新しく被保険者になったかたには被保険者証を随時送付します。

●**今年度の保険料と保険料率**

被保険者のかたへ7月中に保険料額決定通知書および納入通知書を送付します。5月以降に被保険者になったかたは、加入月分から月割で保険料を納めてください。

保険料の年額は、均等割額と所得割額の合計（限度額66万円）になります。今年度の保険料は、均等割額が被保険者一人あたり5万4,461円、所得割額の保険料率は11.12％です。

●**均等割額の軽減**（下表参照）

所得の判定区分	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額（年額）
世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額などが43万円＋10万円×（給与所得者などの数－1）以下の場合	7割	16,338円
世帯の総所得金額などが43万円+29万円×（被保険者数）＋10万円×（給与所得者などの数－1）以下の場合	5割	27,230円
世帯の総所得金額などが43万円+53万5,000円×（被保険者数）＋10万円×（給与所得者などの数－1）以下の場合	2割	43,568円

※給与所得者など：以下のいずれかの条件を満たすかたです。
①給与などの収入金額が55万円を超える②65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える③65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える

●**保険料の徴収猶予や減免**

災害により損害を受けた場合や、同一世帯内の被保険者と世帯主の収入が著しく減少した場合など、納付が困難なかたは保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

医療機関での窓口負担を軽減します

現在交付している減額証・限度証の有効期間は7月31日までです。引続き該当するかたには、7月下旬に新しい各認定証を送付します。

新たに交付を希望されるかたは、申請してください。

●**限度額適用・標準負担額減額認定証（減額証）**

医療機関で提示すると、医療費や入院時の食事代の負担が軽減されます。

対象　自己負担割合が1割で住民税非課税世帯の被保険者

●**限度額適用認定証（限度証）**

医療機関で提示すると、医療費の負担が軽減されます。

対象　自己負担割合が3割で住民税課税所得が690万円未満の世帯の被保険者

◎**いずれも**　新規申請されるかたは被保険者証を持参してください。

コープ貝塚店のオレンジカフェ（認知症カフェ）で体操しませんか

オレンジカフェは、認知症の人やその家族、地域住民など誰でも参加でき、カフェ形式で介護のことなどを相談できる場です。

コープ貝塚店では第4金曜午後2時～4時まで開催しています。気軽にご参加ください。

7月28日（金）は、作業療法士による介護予防の体操も合わせて実施します。体組成計、握力計も用意しています。体操の参加には予約が必要です。予約状況により当日参加可能な場合があります。

▷時間　第1クール：午後2時15分～2時45分　第2クール：午後3時～3時30分▷場所　コープ貝塚店（津田北町28-1）集会室
▷参加費　無料▷体操の申込　希望クール・住所・氏名・電話またはファックス番号を電話・ファックスで▷締切　7月21日（金）

体操の申込・問合せ先
高齢介護課☎072－433－7010、FAX072－433－7404

オレンジカフェについての問合せ先
グループホームコスモスガーデン☎072－447－2755